

■ドイツ：2038年未までの脱石炭を定める法案を閣議決定

連邦経済エネルギー省は2020年1月29日、連邦内閣が2038年未までの脱石炭・褐炭を定める法案を閣議決定したと発表した。脱石炭・褐炭は段階的に行われ、第一段階となる2022年未までに、石炭火力発電所および褐炭火力発電所の容量をそれぞれ1,500万kWとすることが記載されており、石炭火力発電所は現在の2,100万kWから600万kWの削減、褐炭火力発電所は現在の1,800万kWから300万kWの削減となる。石炭火力発電所の廃止に当たっては補償に関する入札（補償請求額の少ない順に落札）が行われ、補償額は2020年実施の入札の場合最大16万5,000ユーロ/MW（約2万円/kW）となるが、2021年以降はこの上限が段階的に減額され、2027年以降は補償対象外となる。一方、褐炭火力発電所に対する補償については、既にエネルギー大手RWEが補償額26億ユーロ（約3,200億円）の支払いを受けることで政府と合意したと報道されている。同法案によれば、脱石炭・褐炭の期限は2038年未とされているが、進捗によっては2035年未に前倒しされる可能性もある。今後、同法案は国会で審議される。